

ようこそ！
宇都宮地方検察庁へ！！

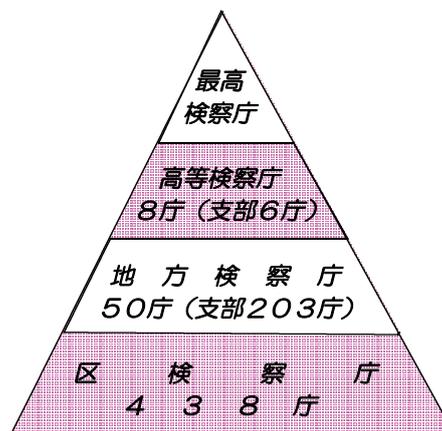


なりたち

検察庁は、明治以来、裁判所検事局としてその事務を行っていましたが、昭和22年5月3日、日本国憲法とともに施行された検察庁法により、新たに独立した組織として設けられたものです。

仕組み

検察庁は、法律（検察庁法）により最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所に対応して置かれ、**最高検察庁**1庁（東京）、**高等検察庁**8庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）、**地方検察庁**50庁（都道府県庁所在地及び函館、旭川、釧路）、**区検察庁**438庁（全国主要市区町）があるほか、高等検察庁及び地方検察庁に**支部**（高検6庁、地検203庁）が必要に応じて設けられています。



検察庁では、**検察官**、**検察事務官**、**その他の職員**が執務しており、検察官は、**検事総長**、**次長検事**、**検事長**、**検事**、**副検事**に分かれています。

検事総長（最高検察庁の長）は、全国検察庁の職員を、検事長（高等検察庁の長）は、その庁及び管内地方・区検察庁の職員を、検事正（地方検察庁の長である検事）は、その庁及び管内区検察庁の職員をそれぞれ指揮監督しています。このように検察庁は、最高検察庁を頂点とするいわゆるピラミッド型の組織になっていますが、**起訴・不起訴の処分や起訴した事件についての公判での立証等は、個々の検察官の権限とされ、担当検察官がその責任でこれらの職務を行うこと**となっています。

他の行政機関も、各大臣を頂点とするピラミッド型の組織になっていますが、全ての権限は大臣にあり、省内部・局や地方出先機関に大臣の権限を委任するなどして行政を行っています。ここに大きな違いがあります。

役割

検察庁は、国民の負託を受け、社会の秩序を維持し、明るい社会を築くこと（社会正義の実現）を使命として、検察官が犯罪を捜査し、刑事事件に関して公訴を提起（犯罪を犯した者を裁判所に起訴すること）し、裁判所に法の正当な適用を請求し、

裁判の執行を指揮監督しています。

これらの仕事を行うために検察官とともに**検察事務官**が置かれています。

仕事

1 検察官は、次のような仕事をしています。

(1) 常に厳正公平・不偏不党を旨とし、警察等から送致を受けた事件等について、公正・公平かつ積極的に捜査を行い、真相解明に誠実に努め、証拠関係を冷静に分析した上、情状等を総合的に判断し、裁判所に起訴すべきものは起訴し、それ以外は不起訴処分にする（検察権の行使）などして、適正妥当な処理を行っています。

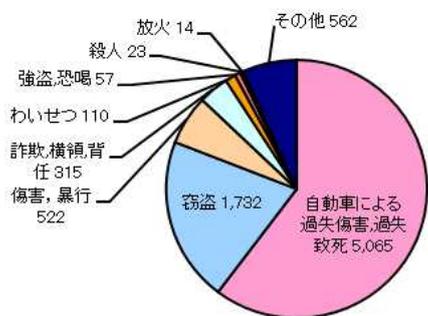
捜査・処理の過程においては、被疑者等の関係者の人権を尊重するとともに、犯罪被害者等の権利・利益を保護しています。

(送致とは、警察官が事件を捜査し、その事件記録を検察庁に引き継ぐことです。)

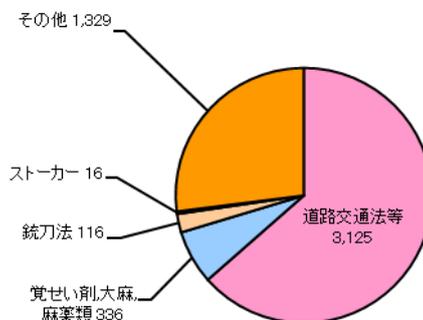
全事件の罪名別受理・処理人員調（令和元年（平成31年））・宇都宮地方検察庁全体）

○受理人員総数13,322人

刑法犯（8,400人）

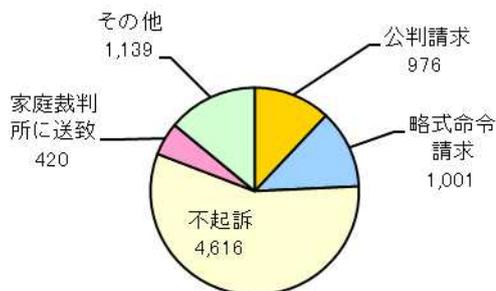


特別法犯（4,922人）

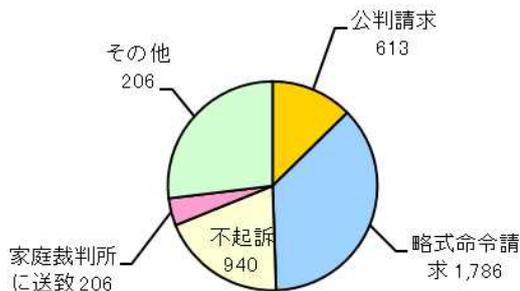


○処理人員総数13,002人

刑法犯（8,152人）

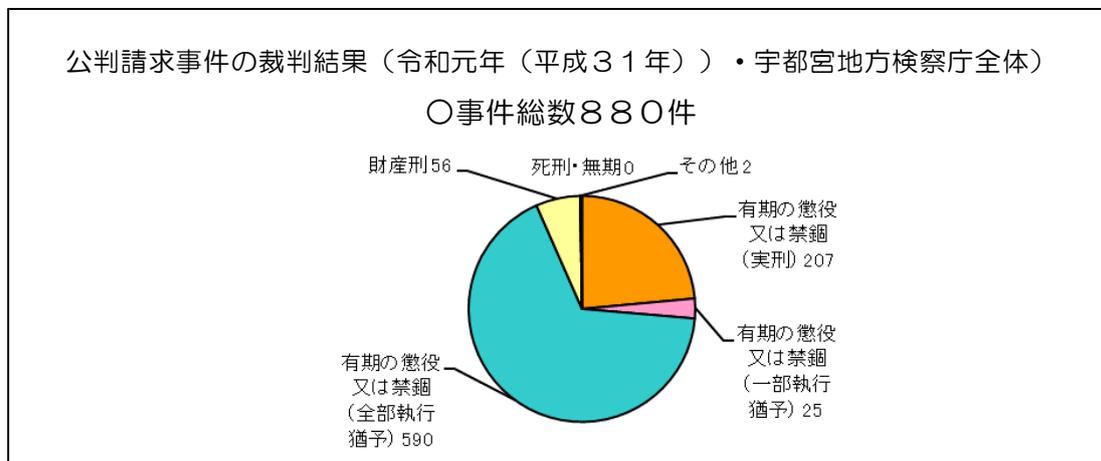


特別法犯（4,850人）



(2) 起訴した事件について、国民に分かりやすい方法で合理的な疑いを容れない証明を行い、裁判所に適正妥当な裁判を実現するよう求めます。

(例 被疑者などを取り調べた調書や証拠品を裁判所に提出する。証人を法廷で尋問する。求刑を行う。)



(3) 裁判の執行を指揮監督します。

(例 刑務所に服役させることを指揮する。)

(4) 公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

(例 成人後見人等の選任を請求する。)

2 検察事務官は、検察官の指揮を受けて、犯罪の捜査、逮捕状による逮捕、罰金の徴収、前科の把握、裁判記録等の保管などの検察庁固有の事務を行うほか、庶務、会計等の組織運営のための一般的な行政事務を処理しています。

犯罪被害者と検察庁

- 1 検察庁では、犯罪被害者や参考人の方に対し、事件の処理結果などに関する情報を可能な限り提供するため、被害者通知制度という制度を設けています。この制度は、被害者とその親族、親族に準ずる人、目撃者などの参考人の希望により、事件の処理結果、裁判のスケジュール、裁判結果などを通知するものです。
- 2 犯罪被害者の方々のいろいろな相談に対する対応や被害者等への情報提供などを行うため、被害者支援員を置いて手助けを行うようにしています。
- 3 検察庁にお越しいただいた犯罪被害者やその御家族等の心理的負担を和らげるため、専用の待合室を設置しました。この待合室は、犯罪被害者やその御家族等が一般の来庁者と接することのないよう配慮され、また、お子様連れの方にも安心して御利用いただけるよう、ぬいぐるみや積み木も用意しています。

県内の検察庁

栃木県内の検察庁は、宇都宮市に宇都宮地方検察庁があり、その他、地方検察庁の支部として、栃木市、足利市、大田原市、真岡市にそれぞれ支部があります。また、区検察庁として、宇都宮市、栃木市、足利市、大田原市、真岡市、小山市にそれぞれ区検察庁があります。

栃木県内の検察庁管轄区域



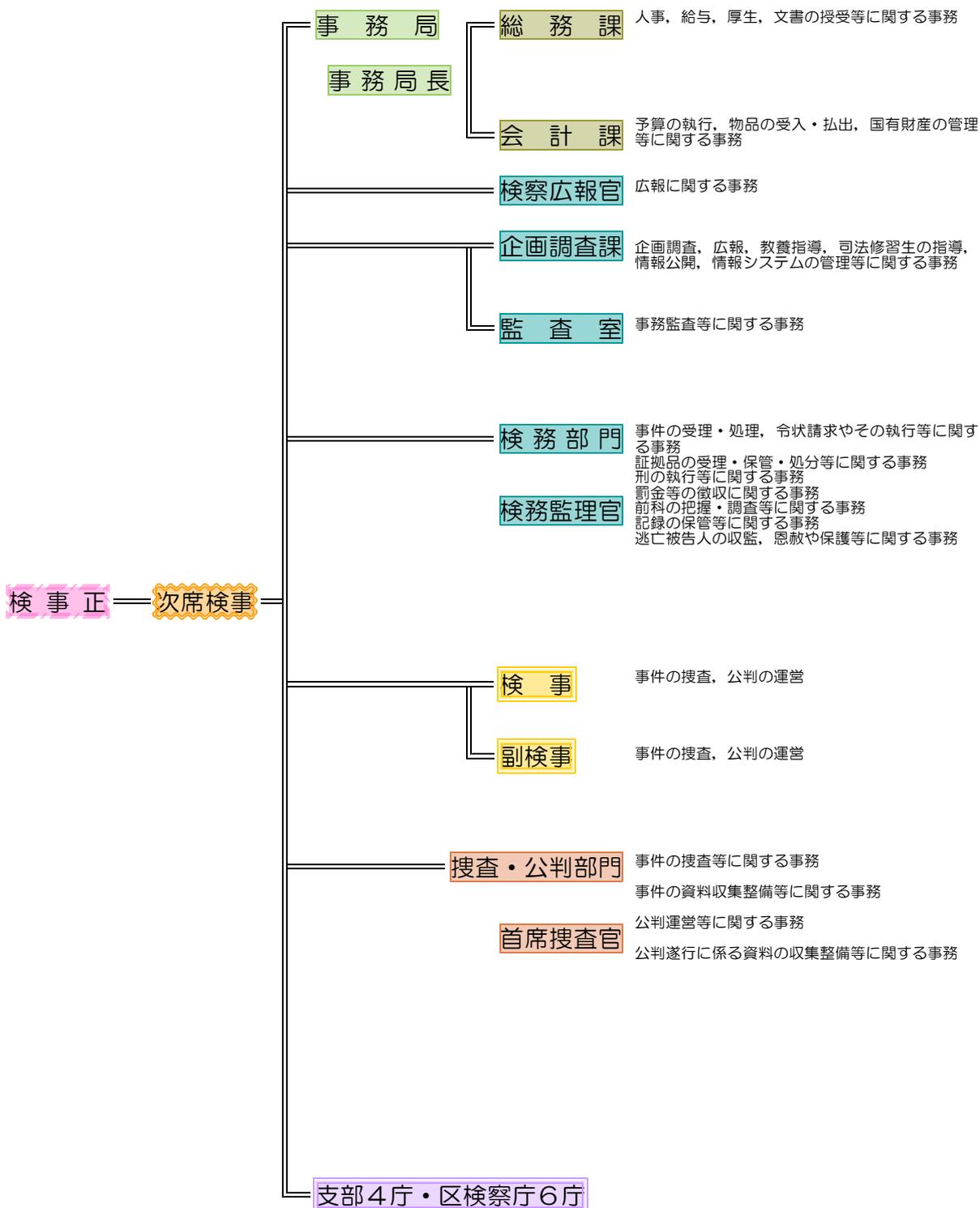
宇都宮地方検察庁と支部・区検察庁との関係は次表のようになっています。

宇都宮地方検察庁		宇都宮区検察庁
	栃木支部	栃木区検察庁
		小山区検察庁
	足利支部	足利区検察庁
	大田原支部	大田原区検察庁
	真岡支部	真岡区検察庁

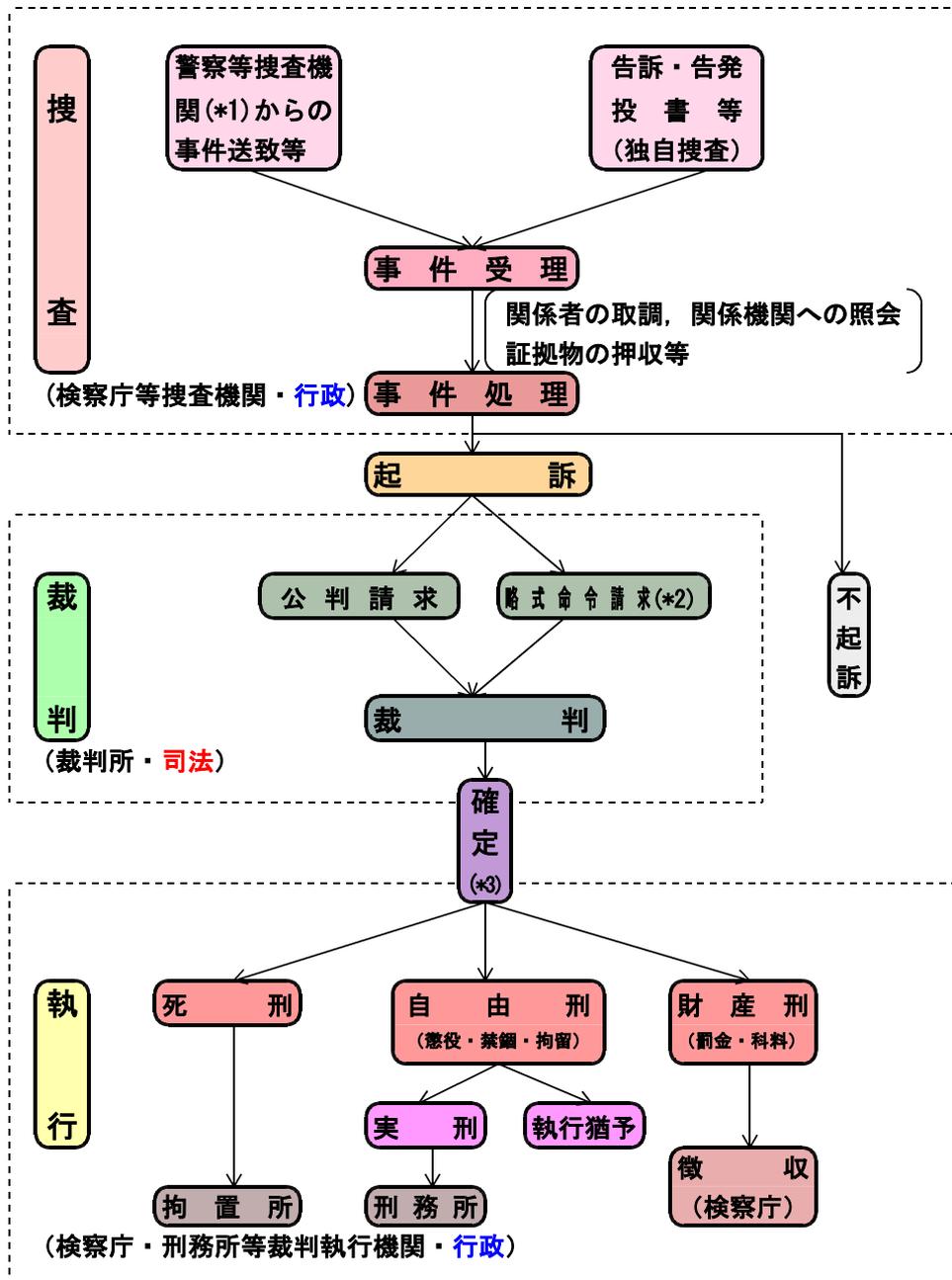
宇都宮地方検察庁及び支部・区検察庁の所在地と連絡先は次表のとおりです。

検 察 庁 名	所 在 地 及 び 連 絡 先
宇都宮地方検察庁 宇都宮区検察庁	〒320-0036 宇都宮市小幡2-1-11 028-621-2525 (代)
宇都宮地方検察庁栃木支部 栃木区検察庁	〒328-0034 栃木市本町6-7 0282-22-4144 (代)
宇都宮地方検察庁足利支部 足利区検察庁	〒326-0057 足利市丸山町620-6 0284-41-5128 (代)
宇都宮地方検察庁大田原支部 大田原区検察庁	〒324-0042 大田原市末広2-4-26 0287-22-2374 (代)
宇都宮地方検察庁真岡支部 真岡区検察庁	〒321-4305 真岡市荒町5116 0285-82-2304 (代)
小山区検察庁	〒323-0031 小山市八幡町1-5-20 0285-22-0537 (代)

宇都宮地方検察庁の機構と仕事



刑事事件の流れ

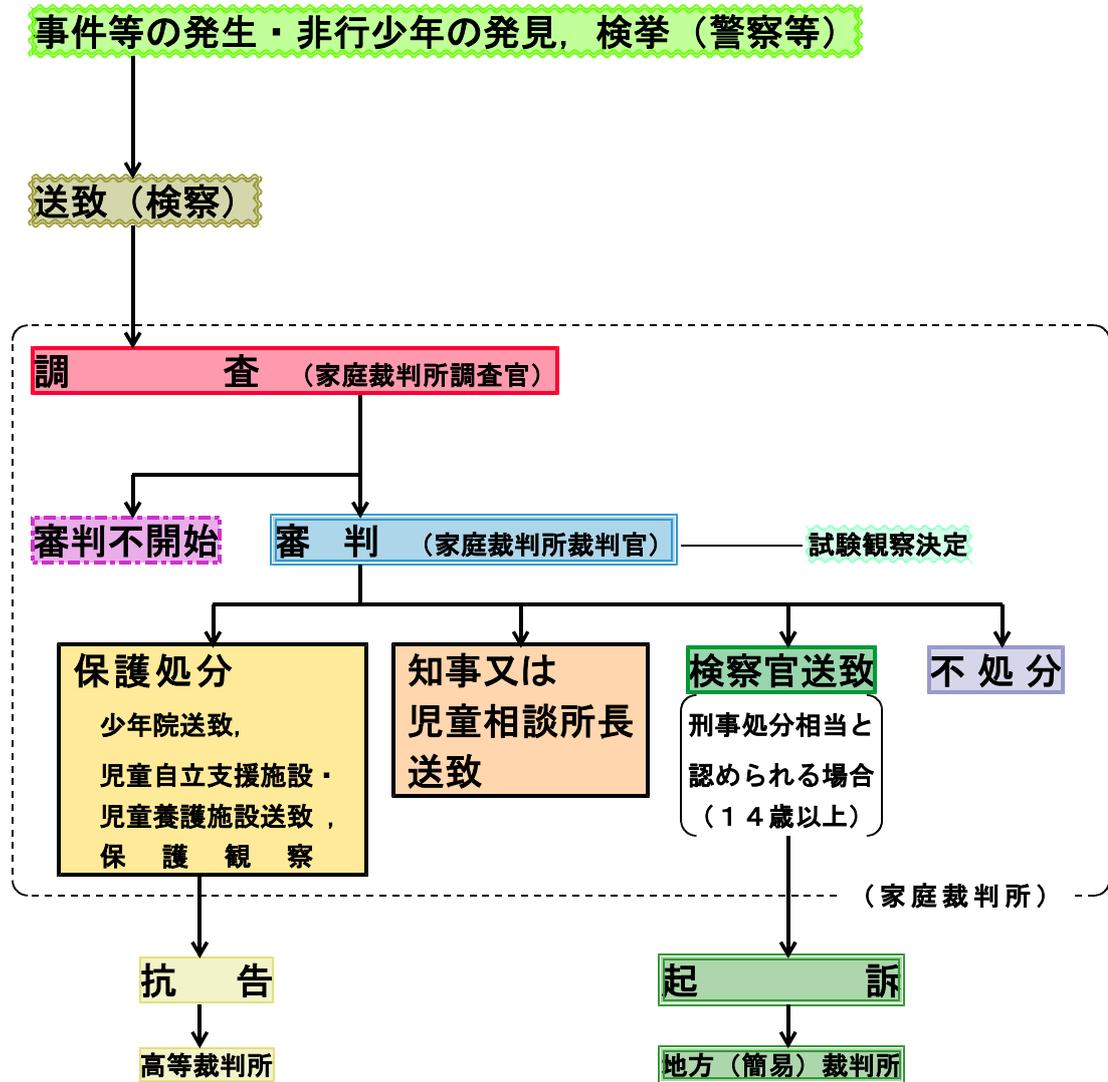


*1 警察以外の捜査機関には、海上保安官、麻薬取締官、労働基準監督官、皇宮護衛官、行刑職員、自衛隊の警務官、森林管理局の職員などがあります。

*2 略式命令請求とは、被疑者の同意を得て、公開した法廷での公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続きによってなされる裁判を請求する起訴のことで、100万円以下の罰金または科料の刑を科す場合に限られます。

*3 確定とは、上訴期間(14日)の経過や上訴権の放棄などによって、不服申立が不可能になった状態のことをいいます。

少年事件の流れ



少年事件は、警察から事件が送致され、検察官が捜査を行った後、家庭裁判所に事件を送致します。

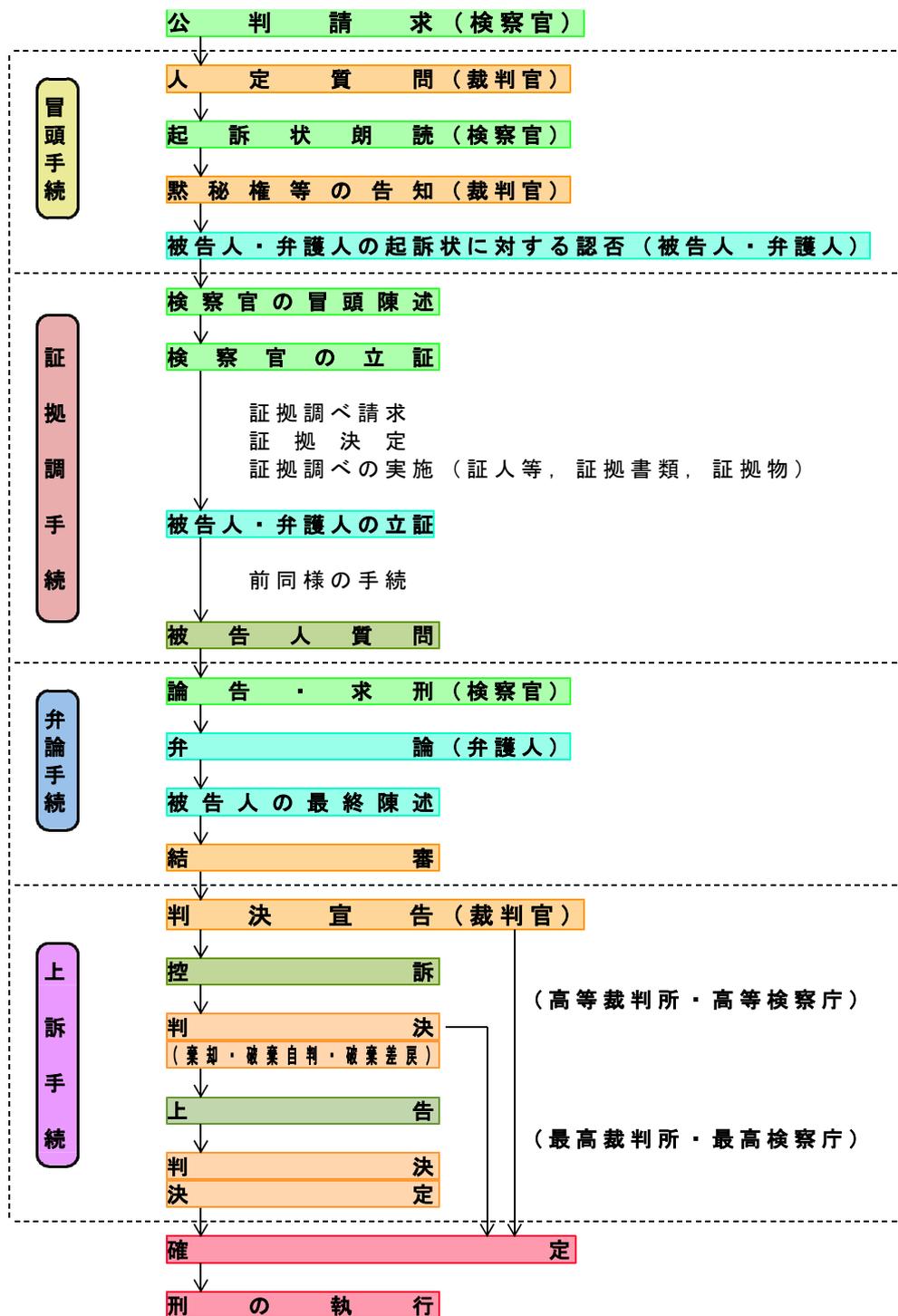
家庭裁判所で調査が行われ、家庭裁判所裁判官により審判が下されます。

保護処分のうち、少年院送致となると、矯正機関である少年院に収容され、生活指導・職業補導・教科教育を中心とした矯正教育を受けます。

保護処分のうち、保護観察処分となると、保護観察所の保護観察官や保護司による指導監督、補導援助などの手助けを受けながら、社会内で更生に努力することとなります。

検察官送致となると、成人と同様に裁判を受け、その結果により、少年刑務所などの矯正機関に収容されることもあります。

公判手続の流れ



* 憲法第32条により、国民には裁判を受ける権利があり、刑事訴訟法により第1審の裁判に不服であれば控訴が、控訴審に不服であれば上告することができる。上告審は最終審であるので、上訴を申し立てることができない。(三審制度)

検察庁で働くには

検察庁で働くには、「検察官になる」「検察事務官になる」の2つの方法があります。

1 検察官になるには

はじめに、検察官には検事と副検事の2種類があります。

検事になるには、司法試験に合格し、司法研修所などで1年間の修習を経験して、検事になることができます。

副検事になるには、検察事務官や警察官など一定の期間法律の仕事に従事していた者に受験資格が与えられ、副検事になるための試験に合格すると副検事になることができます。さらに副検事から検事になるための試験に合格すれば検事になることもできます。

2 検察事務官になるには

人事院の国家公務員採用試験に合格し、その上で各検察庁で実施する採用試験に合格すると検察事務官になることができます。先に述べたとおり、試験に合格すれば、検察事務官から副検事、検事になることもできます。

参考ホームページ

検察庁

<http://www.kensatsu.go.jp/>